

平成 31 年 3 月 29 日
地震火山部

南海トラフ地震に関連する情報の名称について

気象庁では、中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の報告書を踏まえ、南海トラフ沿いで発生した異常な現象の観測結果や分析結果を発表する情報の名称を決定しました。

気象庁では、南海トラフ沿いで発生した異常な現象の観測結果や分析結果について、平成 29 年 11 月から当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」及び「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」により発表することとしています。

今般、中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の報告書（平成 30 年 12 月、以下「WG 報告書」という）を踏まえて、南海トラフ沿いで発生した異常な現象の観測結果や分析結果について発表する情報の名称を、以下の通り決定しました。

- 情報の名称を「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」とします。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記します。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表します。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表します。

詳細は別紙のとおりです。また、この情報名称については、WG 報告書の「大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、該当するケースや、警戒のレベルに応じた防災対応が取れるよう、情報の内容等について名称や位置づけを検討することが必要」との指摘を踏まえたものです。

本情報の具体的な運用開始時期や発表方法については、決まり次第お知らせします。

なお、本日、内閣府（防災担当）から公表された「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第 1 版）」には、南海トラフ地震に関連する情報発表の流れや、地方公共団体や企業等における防災対応の基本的な考え方や検討手順等が示されています。

【参考】

- ・ 南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ（内閣府 HP）
http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taio_wg/taio_wg_02.html
- ・ 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）
（内閣府 HP）
<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html>

問合せ先：地震火山部 地震予知情報課 宮岡
電話 03-3212-8341（内線 4576） FAX 03-3212-2807

○南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）

○「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード

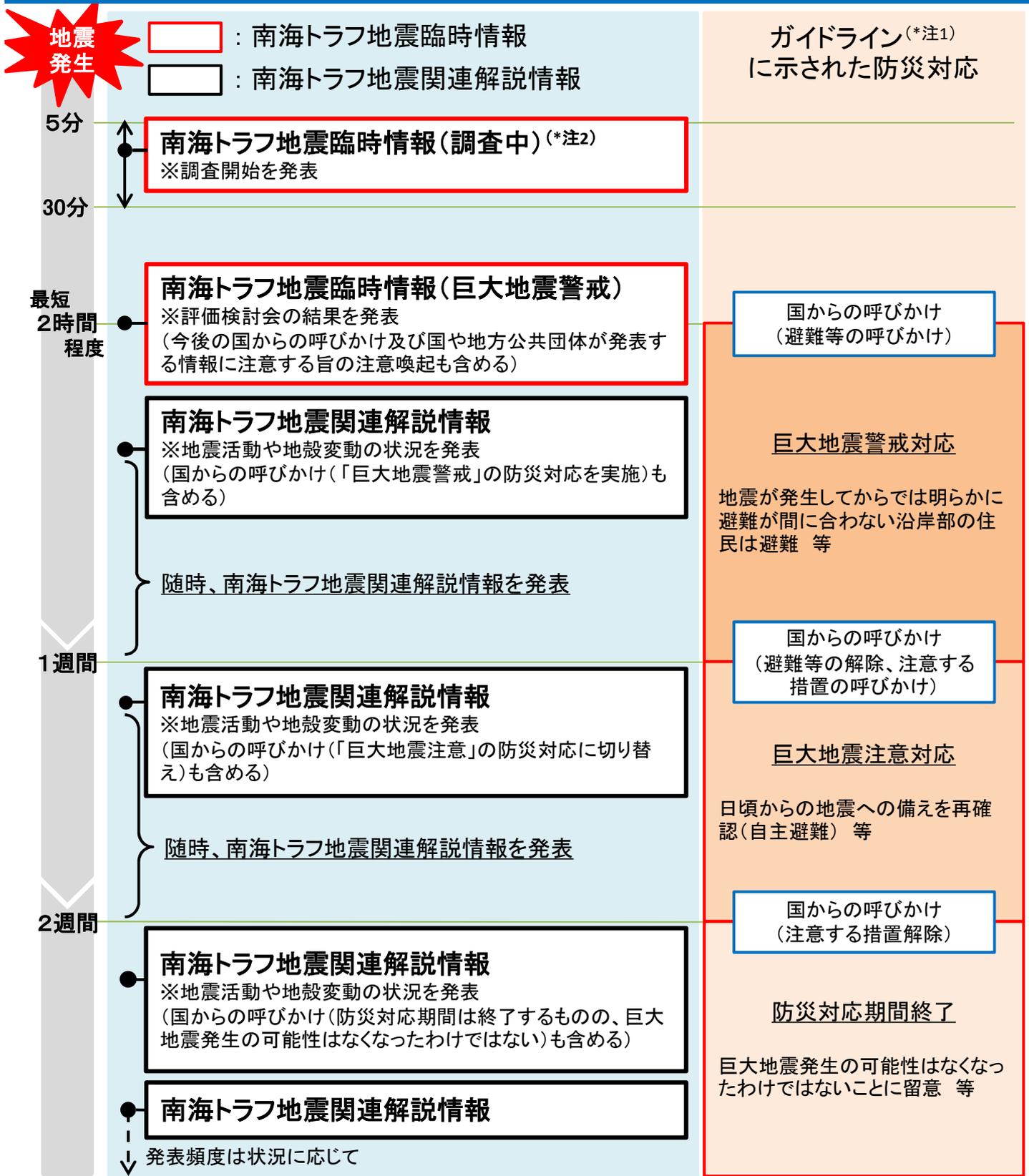
「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」に示された防災対応等にあたるキーワードを情報名に付記することを基本とします。

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において示された「半割れケース」に相当する現象と評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において示された「一部割れケース」／「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

○今後の情報発表方法について

「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」の運用開始までの間においても、関係機関との調整が取れ次第、現行の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」や「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」に用いている電文を活用して、その内容が分かるよう発表します。さらに、十分な準備期間を設けた後、新たな電文による情報発表を実施する予定です。

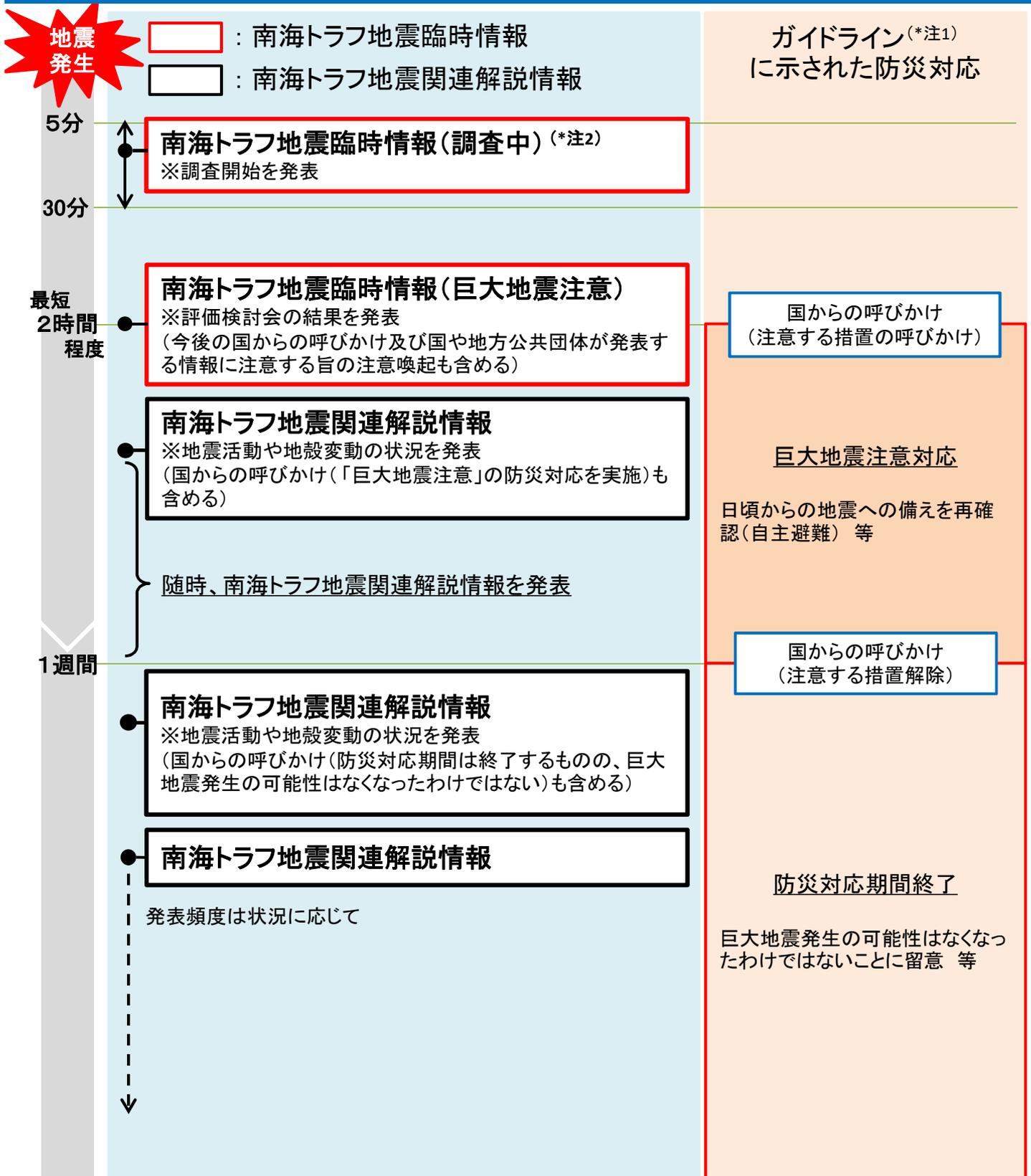
南海トラフ沿いの異常な現象への新たな防災対応を踏まえた情報発表の流れ 【「半割れケース」に相当する現象と評価した場合】



(*注1): 内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」

(*注2): 調査が2時間程度以上に及ぶ場合等において、調査の継続状況を「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」により複数回発表することがある。

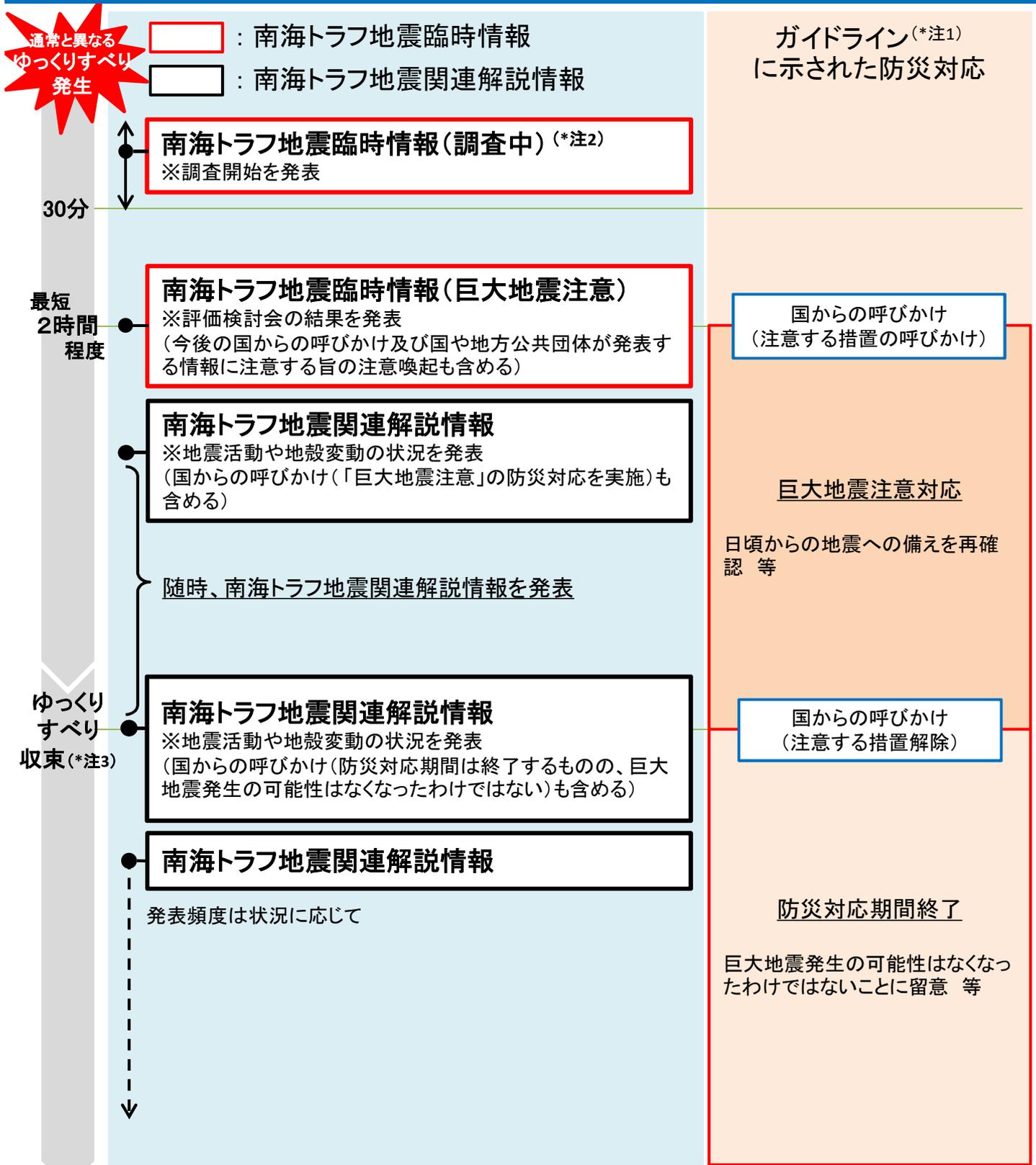
南海トラフ沿いの異常な現象への新たな防災対応を踏まえた情報発表の流れ 【「一部割れケース」に相当する現象と評価した場合】



(*注1): 内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」

(*注2): 調査が2時間程度以上に及ぶ場合等において、調査の継続状況を「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」により複数回発表することがある。

南海トラフ沿いの異常な現象への新たな防災対応を踏まえた情報発表の流れ 【「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合】



(*注1): 内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」

(*注2): 調査が2時間程度以上に及ぶ場合等において、調査の継続状況を「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」により複数回発表することがある。

(*注3): すべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで

南海トラフ沿いの異常な現象への新たな防災対応を踏まえた情報発表の流れ 【防災対応を実施するケースに該当しないと評価した場合】



(*注1): 内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」

(*注2): 調査が2時間程度以上に及ぶ場合等において、調査の継続状況を「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」により複数回発表することがある。